

非訟事件手続法の概要

法務省民事局

見直しの観点

非訟事件手続を国民にとってより利用しやすくするため、非訟事件手続法(明治31年制定)につき、当事者の手続保障を図るための制度を拡充するなど現代社会に適合した内容とするとともに、平仮名口語体の表記に改める。

法律の要点

○当事者等の手続保障を図るための制度の拡充

利害を有する者が手続に参加するための制度がない。



参加制度の創設により、利害を有する者が手続主体として主張立証することが可能に
(第20条・第21条)

記録の閲覧等を行うことができる制度がない。



記録の閲覧等の制度の創設により、当事者等の記録の閲覧等が原則可能に
(第32条)

○手続を利用しやすくするための制度の創設

遠隔地に居住している者が裁判所に出頭する場合の負担大



電話会議・テレビ会議システムの導入により手続の利用が容易に
(第47条)

関係者の間で協議により手続を終了することができない。



和解・調停制度の利用により、協議により手続を終了することが可能に
(第65条)

事件の解決に、専門的知見を要する事件の増加



専門委員制度の創設等により、専門的知見の機動的な活用が可能に
(第33条)

そのほか、管轄(第5条―第10条)・代理(第17条―第19条, 第22条―第25条等)
・不服申立て(第66条―第82条等)等の手続の基本に関する規定を整備

施行期日

平成25年1月1日